

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童扶養手当法（以下「法」という。）に基づく児童扶養手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、認容すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対して令和5年4月24日付けでした、児童扶養手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件審査請求時点において、以下の理由から、本件処分の取消しを求めている。

児童扶養手当支給対象として、父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童に値するのではないかとして、〇〇市に相談したが、「身体的なDVがあった人以外はこの項目にあてはまらない」として申請すらさせてもらえなかった。現在、離婚裁判中であり、何回も〇〇市に相談に行つたが、「申請しても却下なので申請できません」と言われるばかりだった。NPO法人及び東京都に相談したら申請できることだったので、再度〇〇市の窓口に行ったところ、「申請には戸籍を取りよせたりお金がかかるから善意で言ってあげてるだけ。児童扶養手当は一人親のための東京都の取り決めがあるから、DVで裁判所から保護命令があれば相談にのる。」との回答があった。DVで保護命令があっても、離婚、未婚、養育費や生活費を相手から受け取っていても児童扶養手当は受給できるが、なぜ自分の子供たちは受給できないのか。自分同様の人が申請している

人もおり、議員に相談して、ようやく申請できた。

手当申請中も、申請には市長の印が必要だけど却下するから印は押さない、書くだけならどうぞと言われ、請求は却下となつた。東京都に再調査を依頼する。現状、子供達が受給対象に値しないか決定してほしい。

○○市には、父からの養育費の支払がない事を証明するために通帳のコピーと、連絡がない事の証明の為に携帯電話の発着信履歴書を提出した。○○市の主張する「父の監護意思及び監護事実が客観的に認められない場合」と言うのは裁判当初、父側が次男の親権を主張したものであり、現在、監護権は母親の請求人にある。今は養育費の話合いで第二審の裁判中である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 8月30日	諮問
令和6年 9月19日	請求人から主張書面を收受
令和6年 12月 9日	審議（第95回第4部会）
令和7年 1月21日	審議（第96回第4部会）
令和7年 1月27日	請求人へ調査照会
令和7年 2月20日	審議（第97回第4部会）
令和7年 3月13日	審議（第98回第4部会）
令和7年 3月26日	請求人へ調査照会
令和7年 4月 1日	請求人から回答を收受
令和7年 4月 9日	請求人から回答を收受
令和7年 4月15日	審議（第99回第4部会）
令和7年 5月 9日	請求人から主張書面を收受
令和7年 5月13日	審議（第100回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項柱書きは、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、同条各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する旨を定めている。同項2号柱書きは、同号イからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護する場合には、当該父と定めるとともに、同号イは、父母が婚姻を解消した児童を、同号ホはその他イからニまでに準する状態のある児童で政令で定めるものを掲げている。同項3号柱書きは、2号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合であって、当該父以外の者が当該児童を養育する場合には、当該養育者と定めるとしている。
- (2) 児童扶養手当法施行令1条の2第1号は、法4条1項1号ホに規定する政令で定める児童は、父が引き続き一年以上遺棄している児童とする旨を定めている。

児童扶養手当事務処理マニュアル（令和5年4月こども家庭庁支援局家庭福祉課作成。以下「事務処理マニュアル」という。）によると、遺棄とは、保護の断絶のことであり、父又は母が児童と同居しないで扶養義務及び監護義務を全く放棄している状態が1年以上にわたって継続していれば遺棄に該当するとしており、その認定に当たっては、「児童扶養手当遺棄の認定基準について（通知）」（令和4年3月18日付子家発0318第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「遺棄基準」という。）によるものとしている。そして、遺棄基準別紙第二・Ⅱ・5において、父が家出し行方が判明している場合、母子が扶養親族の取扱いを受けていれば、一般的には父の扶養意思を推定する材料となり得るものとしている。

「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」（令和4年3月18日付子家福発0318第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「通知1」という。）

9は、遺棄基準別紙第二・II・2について、離婚のため、家庭裁判所において調停に附されている妻が夫から遺棄されていることを理由に手当の請求があつた場合、夫が調停のために家庭裁判所に出頭しないが、夫の居所が分かっている場合、設例の条件のみをもつて、父が引き続き1年以上遺棄している児童の世帯として認定することはできず、遺棄しているかどうかは、調停の経過及び父の日常の行為等の具体的な事実に基づいて、父による現実の扶養を期待することができないと判断される場合には、遺棄に該当するものとするなど、事実関係を総合的に勘案のうえ判断するものとしている。

また、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する疑義について」（令和4年3月18日付子家発0318第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「通知2」という。）第三・問14は、遺棄基準別紙第二・II・1について、父の問題行動の有無に関わらず「妻からの一方的申し立てのみでは遺棄と認定することはできない。」とし、さらに「妻の家出の理由、妻に責任はなかったか、父に子を養育する意思がないのか、将来とも妻が子を養育する予定なのか、妻に離婚の意思があるのか等の実態を十分に調査のうえ判断すべきである」としている。

- (3) 児童扶養手当法施行規則（以下「法施行規則」という。）
1条柱書きは、法6条の規定による手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第1号）に、法施行規則1条各号に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所を管理する都道府県知事、市長又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによって行わなければならない旨を定めている。

そして、同条5号ロは、対象児童が父又は母から引き続き1年以上遺棄されていることによって認定を請求する場合にあっては、その事実を明らかにすることができる書類を提出しなければならない旨を定めている。

- (4) 法施行規則17条は、手当の支給機関は、手当の受給資格及びその額についての認定の請求があつた場合において、受給資格がないと認めたときは、児童扶養手当認定請求却下通知書

(様式第12号)を請求者に交付しなければならない旨を定めている。

- (5) 手当の認定事務は法定受託事務であるところ、「遺棄」の解釈を含む遺棄基準、通知1及び通知2は、いずれも地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。また、事務処理マニュアルは、上記各通知を含む手当の認定事務に係る各種通知等を整理したものであり、当該事務の処理を執行するに当たっての法の解釈及び運用指針である。

2 本件処分についての検討

- (1) 処分庁の本件処分時における判断について

請求人は、処分庁に対し、遺棄を理由として、本児らを対象児童とする手当の受給資格及びその額についての認定請求(本件請求)を行った(1・(3))ことが認められる。

対象児童が父から引き続き一年以上遺棄されていることによって認定を請求する場合、その事実を明らかにすることができる書類を提出しなければならない(1・(2))ところ、請求人から処分庁に対し、遺棄の事実を明らかにする裁判資料の提出がなかったこと、本件父への実態調査ができないこと、提出済資料からは別居に至る原因の特定に至らなかったことがそれぞれ認められる。

したがって、処分庁が、本件処分時において、請求人から提出されたこれらの申請書類及び請求人の主張等からは手当請求の遺棄要件に該当するとはいえず、請求人は離婚調停中であるものの、その裁判経過が分からぬ以上、本件父の監護意思及び監護事実が客観的に認められない場合に至っているとはいえないとして、上記1・(4)のとおり請求人が行った本件申請を却下する旨の判断をしたことはやむを得ないものといえる。

なお、処分庁は、令和5年度(令和4年中)の課税情報により、請求人が本件父を扶養に入れて配偶者控除を受けていることを確認しているところ、このことをもって請求人が本件父と生計を一にし(所得税法2条1項33号の2)、扶養している状況を申告するものであったとしても、本件父が実子を一年以上経済的に遺棄していないことを明らかにするものとまではいえない。

(2) 審査会に対する請求人の主張書面の提出について

本件審査請求について当審査会への諮問後、請求人から提出された資料により、以下の事実が明らかになった。

ア ○○市が請求人に対して行った「児童育成手当認定却下処分」及び「ひとり親家庭医療助成制度医療証交付申請却下処分」の取消しを求める審査請求において、令和6年8月2日、処分庁○○市長は、本児らが本件父から1年以上遺棄された状況にあったと認め、各処分を取り消す旨の裁決を行っていること。

イ 当該裁決によると、審査過程において下記（ア）及び（イ）の資料を基に判断していること。

（ア）本件父が申立人となり、請求人を相手方として、実子である○○さんを仮に引き渡すことを求める保全処分を申し立てた事件について、請求人の代理人弁護士が○○家庭裁判所○○支部に提出した子に関する陳述書

（イ）当該事件に係る○○家庭裁判所○○支部が令和○年○月○日に送達した審判書謄本の写し（以下「審判書」という。）
(以下、これらを併せて「裁判関係資料」という。)

(3) 審査会における調査の実施について

審査会は、裁判関係資料の内容を確認するため、請求人に裁判関係資料その他請求人の主張を裏付ける資料の提出を求める行政不服審査法81条3項において準用する同法74条の規定に基づく調査を行った結果、請求人から裁判関係資料の提出があった。

請求人より提出された審判書によれば、請求人は、令和3年5月28日、本件父が生活費を支払わず、自宅に盗聴器を仕掛けるようになったため、本件父と同居して生活することができないと思い、未成年者である○○さんを連れて自宅から出るかたちで別居したことが認定されている。

すなわち、請求人が別居したことには理由があるものであって、請求人からの一方的な申立てのみではなく、本件請求時（令和5年3月14日）において、本件父が引き続き1年以上本児らを遺棄している状況を認めることができるというべきである。

手当に係る認定は、上記 1(3)のとおり、法 6 条の規定に基づく認定請求の際に添付された児童扶養手当認定請求書を基に、法令、認定基準等によって行うものであり、認定請求時の申請書類に表面上何ら疑義がない場合には、当該申請書類に基づいて認定を行うことは、行政上の事務処理の立場から是認されるところである。

しかしながら、本件のように、不服申立ての段階において新たな事実が明らかになるなど、法所定の認定要件が充足されていたか否かについて、客観的な判断が求められるべき特段の事情がある場合もあり得るものと考えられる。

以上を踏まえて、本件請求当時の状況を鑑みれば、本件申請については、手当の認定基準である遺棄の要件を満たすものであり、請求人は手当の受給資格を有すると認められることから、本件処分は取消しを免れない。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美